

熊本市国民健康保険条例の一部改正について

熊本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「次条第2項において」を「以下」に改める。

附則第13項中「第4項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第19項とし、附則第12項の次に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

13 給与等（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合に限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

14 傷病手当金の額は、労務に服することを予定していた日1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、

- 50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、その額が、健康保険法第 40 条第 1 項の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する額（その額に、50 銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。）を超えるときは、当該相当する額とする。
- 15 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 か月を超えないものとする。
- 16 附則第 13 項の期間において、給与等の全部若しくは一部の支払を受けることができる者又は同一の事由につき、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付若しくはこれらに相当する補償（以下「休業補償等」という。）を受けることができる者に対しては、これらを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、給与等の一部の支払又は休業補償等を受けることができる者に対しては、当該給与等の額及び当該休業補償等の額の総額が附則第 14 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 17 附則第 13 項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
- 18 附則第 13 項から前項までの規定は、令和 2 年 9 月 30 日以後の規則で定める日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、これらの規定による傷病手当金の支給（以下「支給」という。）を始める日が失効日以前である場合の支給については、これらの規定は、失効日後においても、なおその効力を有する。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第 13 項から第 18 項までの規定は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

(提出理由)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。